

平成28年度財政健全化判断比率と資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められた公表を要する財政指標は次のとおりです。

(1) 実質赤字比率

福祉、教育やまちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等（普通会計）の赤字額の程度を指標化して、財政運営の深刻度を表すのが「実質赤字比率」です。これは地方公共団体の普通会計が赤字決算の場合のみ数値が表示されます。

平成28年度における鏡野町一般会計等の実質赤字比率は、実質的な赤字額が生じておらず、黒字となりました。

一般家庭と同様に、地方公共団体の財政運営においても、本来、赤字が生じないようにすべきであり、赤字が生じた場合には十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期の赤字解消が必要となります。その赤字の程度を示すために、赤字額を税収入や地方交付税等の合計額で示される「財源の規模」と比較した指標が「実質赤字比率」であり、この比率が高くなるほど歳入確保と歳出削減が必要となり、行政サービスが低下してしまいます。

財政指標		健全化判断比率		(単位：%)
		国の基準数値	28年度鏡野町の数値	(参考) 27年度数値
(1)	実質赤字比率	13.98	—	—
(2)	連結実質赤字比率	18.98	—	—
(3)	実質公債費比率	25.00	7.8	8.1
(4)	将来負担比率	350.00	63.7	63.2
備考	1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、町の各会計において赤字が生じていないため「—」表示で記載しています。 2 各比率が、国の基準を1つでも上回る場合は、自主的改善努力が義務付けられます。			

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等とそれ以外のすべての会計の黒字額や赤字額を合算して、地方公共団体全体としての赤字額の程度を指標化して財政運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

地方自治体の会計には、一般会計のほかに、料金収入等の特定の収入を主な財源として特定の事業（行政サービス）を実施している公営事業会計（病院、水道、下水道事業会計ほか）など複数の会計があります。会計が分かれているとは言え、例えば一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えかねません。

そこで、それぞれの会計の赤字額と黒字額を合算して、その地方公共団体としての全体の資金の不足の程度を把握するため、この合算額を「財源の規模」と比較して指標化したものが「連結実質赤字比率」です。合算額が赤字の場合のみ数値が表示されます。

平成28年度における鏡野町全体の連結実質赤字比率は、実質的な赤字額が生じておらず、黒字となりました。

(3) 実質公債費比率

地方公共団体が政府や市中銀行から借り入れている借入金（地方債）の返済額（公債費）やこの返済額に準じるものとされる額の大きさを指標化し、過去3カ年の平均値によりその資金繰りの危険度を表すものが「実質公債費比率」です。地方債そのものは、大規模施設等の建設を行なう際の財源として借り入れを行なう点と、もう一方では将来の住民にも同等に経費を分担していただく意味もあります。しかし、過度の借り入れは後年度の住民に過重な負担を強いることにもなります。

一般会計の公債費は、当然、一般会計で支払いしますが、それ以外に公債費に準じるものとして、公営企業会計等の他の会計の公債費に充てるために一般会計から繰り出す経費もあります。

こうした公債費に準じる経費も一般会計の公債費に加算して、実質的な公債費を算出し、「財源の規模」と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。この比率が18%を超えると自由に借り入れが出来なくなります。

平成28年度における鏡野町の実質公債費比率は、7.8%となりました。

鏡野町の比率は、鏡野地域情報通信施設整備運営事業の財源として借入れた起債の償還が今年度から始まった影響により単年度の比較では1.5%増加しましたが、3カ年平均では0.3%減少しており、これは計画的な地方債の繰上償還や借り入れの抑制を行なってきたことや、一部の大規模事業に係る地方債償還が終了したことによるものです。今後におきましても、借り入れの抑制に努め、後年度の負担軽減を図ることとしています。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の地方債や将来支払わなければならない可能性のある負担等の残高を年度末（3月31日）時点で算定し、すべての負担を含めた負担額を「財源の規模」と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計の地方債残高のほか、将来の支払を約束したもの（債務負担行為）、町職員の退職手当、公営企業会計など他の会計の地方債残高のうち一般会計が負担するべきものと見込まれるものなどがあります。

平成28年度における鏡野町の将来負担比率は、63.7%となりました。

鏡野町の比率は、公営企業において、奥津・中谷地区簡易水道統合整備事業等に伴う公営企業債等繰入見込額の増加等によって、昨年度と比べて0.5%上昇して63.7%となりました。

(5) 資金不足比率

病院事業、水道事業、下水道事業など公営企業の資金不足を、流動資産や流動負債、料金収入等の規模で示される「事業規模」と比較して指標化し、各公営企業会計の経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

平成28年度における鏡野町の公営企業会計の資金不足比率は表のとおりで、全ての公営企業会計で実質的な資金不足額は生じておりません。

資金不足比率（単位：％）		
特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準比率
国民健康保険病院事業会計	—	20%
水道事業会計	—	20%
簡易水道特別会計	—	20%
公共下水道特別会計	—	20%
農業集落排水事業特別会計	—	20%
林業集落排水事業特別会計	—	20%
備考	1 各会計において、資金不足額が生じていないため「—」表示で記載しています。 2 各比率が、経営健全化基準を上回る場合は、自主的経営改善努力が義務付けられます。	

(参考) 平成28年度鏡野町各会計決算の状況				(単位：千円)			
会計名		歳入決算額	歳出決算額	実質収支額 (注1)			
普通会計	一般会計	12,678,905	11,887,066	697,953			
	津山・富線共同バス運行事業特別会計	4,917	4,826	91			
	奨学会特別会計	8,454	5,860	2,594			
	越畑専用水道特別会計	2,156	1,900	256			
公営事業会計	(注3)	国民健康保険特別会計(事業勘定・直診勘定)	2,149,521	2,067,697	81,824		
		介護保険特別会計	1,752,050	1,701,412	50,638		
		後期高齢者医療特別会計	164,476	164,427	49		
	公営企業会計	法非適用	簡易水道特別会計	1,533,827	1,487,859	45,968	
		農業集落排水事業特別会計	518,433	488,334	30,099		
		林業集落排水事業特別会計	7,110	7,110	0		
		公共下水道特別会計	860,553	860,553	0		
法適用	会計名	総収益	総費用	利益剰余金残高(注2)			
国保病院事業会計(損益計算書)	1,296,384	1,288,525	61,771				
水道事業会計(損益計算書)	268,678	234,990	111,127				

(注1) 実質収支額 = (歳入決算額 - 歳出決算額) - (29年度へ繰り越して使用する額)

(注2) 利益剰余金残高 = 前年度繰越利益剰余金 + 純利益 (-純損失)

(注3) 公営企業会計の内、「法適用」とは、地方公営企業法の適用を受けている会計。「非適用」とは、適用を受けていない会計。